

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

校務支援システムは、「教員が子どもたちと向き合う時間を創出する」、「学校における情報セキュリティの向上を図る」など時代に即した学校の情報環境整備を目標に平成 25 年度よりグループウェア機能、校務支援機能、コミュニケーション機能等を導入している。

校務支援システムは、日本電気株式会社よりサービス提供されており、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、日本電気株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、本案件について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 06-6115-8059)

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システムにおける「大阪市小学校学力経年調査結果」運用保守業務委託

2 契約相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市小学校学力経年調査（以下「経年調査」という。）の主な目的として、「児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析する」があり、その目的達成のため、児童一人一人のこれまでの経年調査の結果及びこれに基づく分析内容を校務支援システム用に加工したうえで、同システムに掲載し全教員が日常的に使用している。

同システムについては、上記2の事業者が開発したものであり、学校運営支援センターシステム担当にて発注し令和4年4月1日付け契約した「校務支援システム運用保守業務委託」により、システムの運用保守業務を2の事業者が請け負っている。本件は、同システムを用いて経年調査を行う上で必要となる同システムの運用保守を委託するものであることから、上記既契約の業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。そのため、2の事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

指導部教育活動支援担当（電話：06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

こころの健康づくりサポート業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

キャリアマネジメントコンサルティング(株)

3 随意契約理由

上記案件については、令和4年4月1日より契約を行うべく、制限付一般競争入札を行い、令和4年2月18日に開札したが、案件中止となった。

令和4年4月1日からこころの健康づくりサポート業務を実施するにあたり、早急に業者を決定する必要があるが、再度入札を行う場合、契約手続き期間を勘案すると、契約締結は早くても令和4年5月以降とならざるを得ず、年度当初に事業者を周知し、またすぐに事業者変更の旨を学校園へ周知し相談・サポートを進めることとなり、安定したメンタルヘルスサポート体制を築くことができない。

この案件の主な委託内容には、教職員を対象とした相談機能と、学校園での安全衛生委員会サポートがあるが、相談機能については、年度途中で事業者を変更してしまうと相談者が同じ説明を繰り返す必要があり、改めて信頼関係を築かなくてはならなくなるため、ストレスや悩みを抱えている教職員にとっては負担が大きい。その負担があるために相談を止めてしまい、教職員のメンタルヘルス不調が悪化してしまう可能性も考えられ、勤務先の学校園職場にとっても影響が大きい。また、人事異動後の新体制に関する相談も多く、相談は1回で終わる内容は極めて少ないため、継続してカウンセリングすることが大切であり、年度内は同じ事業者で進める必要がある。

安全衛生委員会サポートについては年間サポートとしており、人事異動が行われた新年度の学校園体制の状況に合わせた1年間のサポート内容を年度当初に計画するため、年度途中で事業者が変わると、必要なサポートが受けられなくなる。

以上により、契約期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該事業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当（電話番号 06 - 6208-9138）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 非常通報設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

テルウェル西日本株式会社

3 随意契約理由

非常通報設備は、職員室などに設置されたボタンを押下すると、大阪府警察本部に通報され、警察官が直ちに学校へ出動するシステムである。

同設備は、非常時において確実に警察へ通報するため常時通電しており、日常における機器の管理が重要である。また、同設備は、自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ連絡しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

現在、同装置の作動状況及び自己診断機能の結果を常時把握できる保守センターを有する業者は、テルウェル西日本株式会社のみであることから特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市立学校児童・生徒心臓検診診察・判定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本業務は児童・生徒の心臓疾患について心電図の判読および診察等により判定を行うものであり、小児循環器内科の専門医による実施が不可欠である。

全市立学校児童生徒の心臓検診の判定については、学校間での判定結果の差異をなくすため、統一的に対応できる事業者へ一括で委託する必要がある。

また、児童生徒の健康診断については、学校保健安全法により毎年6月30日までに完了しなければならないと定められている。

本市は学校数・児童生徒数が多いことから、診察を行う医師についても多数の人員が必要である。

上記の理由により、心臓検診に精通した府内各地の大学病院等の専門医を統括している一般社団法人大阪府医師会に本事業を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ

（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

医療費援助事務機械計算業務委託

2 契約の相手方

T I S株式会社

3 随意契約理由

本件については本業務機械計算にあたりシステムを使用しているが、当該システムは一部に上記業者のプログラムを使用しているため、上記以外の業者が使用することができない。

上記以外の業者での入力作業を行うには本市の発行している学校医療券の様式と各医療機関に付番している医療機関コードとを連携させた新たなシステムの構築と現在蓄積し使用している振込先情報の入力を行う必要がある。このため、他者と契約を行うとシステム設計費用をあらためて計上する必要が生じる。

さらに、本業務の成果物の一つである「支払通知書」については、本市の支払い先である各医療機関あてに送付しているものであり、契約相手方の変更により仕様が変更された場合、各医療機関側での事務手続きにも支障をきたすこととなる。

上記2点については今後の課題であるが、本業務機械計算にかかるシステムを使用することができるのが上記業者に限られることにより、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ (電話番号 06-6208-9141)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大阪市立小学校水泳授業業務委託（概算契約）

2 契約相手方

株式会社イトマンスイミングスクール

3 随意契約理由

本件は令和4年度に、小学校の水泳指導におけるプールの維持管理費の設備費用の比較と、児童の泳力向上において実践研究をおこなう案件である。

実施にあたっては、事前調査として民間プール施設及び全市小学校へアンケートをおこない、学年2学級（全12学級）の中規模校という条件のもと、小学校1校を選定したところ、当該校に対して、水泳指導時数や指導内容及び児童が施設までの片道徒歩15分以内等の条件を満たす事業者は上記の相手方のみであるため、上記の相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当

（電話番号 06-6208-8172）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立中大江小学校給食調理等業務委託

2 随意契約理由

令和4年1月25日入札公示（令和4年2月18日開札）により事後審査型制限付一般競争入札（電子入札）を執行したが、別添入札履歴のとおり有効な入札がなかったため、取りやめとなった。

本案件は、令和4年4月11日から学校給食を実施するには必要不可欠な契約であるが、再度入札を執行するには時間がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、契約相手方を決定することとする。

3 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

4 担当部署

教育委員会事務局指導部保健体育担当（電話番号 06-6208-9143）

随意契約理由書

1 案件名称

プールろ過機保守点検業務委託

2 契約の相手方

光伸株式会社

3 随意契約理由

プールろ過装置は、ポンプによりプール水を引き出し、不純物を取り除いた後、プールへ還流するものであり、プール使用期間中は常時使用している。

ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置は、そのろ過システムにおいて特許を取得しており、同社製ろ過装置の保守は専門の知識を要するため、同社の専属代理店以外にて実施することは困難である。

光伸株式会社は、ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置の唯一の専属代理店契約相手方であるため、光伸株式会社に本業務を委託するもの。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター学務担当

(維持運営費グループ：電話 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システム運用及び保守業務委託

2 契約の相手方

中央コンピューター株式会社

3 随意契約理由

奨学費及び特別支援教育就学奨励費において、申請にかかる市民の負担軽減や市税事務所における課税証明書発行業務の軽減、事務局業務の簡素化を図るため、平成 21 年度に奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムの整備を実施したところである。

当該システムの開発にあたっては公募型指名競争入札により決定された上記業者と契約締結し、システム開発を行ってきた。

システムの運用については、システムプログラム上のトラブルだけでなく、機器本体（リース）との性能上の問題や操作方法との連動性、住民情報を始めとする他システムとの運用上の支障など多岐にわたる要素があり、予期せぬ障害そのものも複合的な要因により発生するケースが想定される。住民基本情報や課税情報、生徒情報を始めとする重要かつ大量の個人情報を取り扱うシステムであることや、障害発生時の対応においては、限られた期間で行う業務である認否審査業務や支給業務に影響があることから、障害復旧に緊急性を要する。また、業務の実施状況によっては、プログラムの修正を行い機能の追加や画面変更、帳票修正等といった改修が生じるので、柔軟に即応できる態勢が必要となる。したがって、当該システムの運用保守管理にあたっては、当該システムに関する専門的な知識と技能を有する必要性があり、当該業者でないと実施できない状況にある。

なお、他業者へ委託した場合、障害発生時に責任の所在が不明確になり、システム運用の保証ができなくなる。

こうしたことから、本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するので、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

事務管理担当（電話番号 06-6115-7641）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見複合施設 中央監視・自動制御装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ（株）

3 随意契約理由

鶴見複合施設の中央監視・自動制御装置は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、上記業者がメーカーとして施工した。中央監視・自動制御設備は、上記施設全体の電気設備・防災設備・空調設備を総合的に監視・運転・制御を行っている。今回の業務委託においては、特定される機種の種類、プログラム、操作等、特定の機種に特化した高度の知識・技術と、鶴見複合施設の自動制御設備に精通している必要がある。これらを兼ね備えているのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

医療費援助事務機械計算業務委託

2 契約の相手方

T I S株式会社

3 随意契約理由

本件については本業務機械計算にあたりシステムを使用しているが、当該システムは一部に上記業者のプログラムを使用しているため、上記以外の業者が使用することができない。

上記以外の業者での入力作業を行うには本市の発行している学校医療券の様式と各医療機関に付番している医療機関コードとを連携させた新たなシステムの構築と現在蓄積し使用している振込先情報の入力を行う必要がある。このため、他者と契約を行うとシステム設計費用をあらためて計上する必要があるが生じる。

さらに、本業務の成果物の一つである「支払通知書」については、本市の支払い先である各医療機関あてに送付しているものであり、契約相手方の変更により仕様が変更された場合、各医療機関側での事務手続きにも支障をきたすこととなる。

上記2点については今後の課題であるが、本業務機械計算にかかるシステムを使用することができるのが上記業者に限られることにより、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市立学校児童・生徒心臓検診診察・判定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本業務は児童・生徒の心臓疾患について心電図の判読および診察等により判定を行うものであり、小児循環器内科の専門医による実施が不可欠である。

全市立学校児童生徒の心臓検診の判定については、学校間での判定結果の差異をなくすため、統一的に対応できる事業者へ一括で委託する必要がある。

また、児童生徒の健康診断については、学校保健安全法により毎年6月30日までに完了しなければならないと定められている。

本市は学校数・児童生徒数が多いことから、診察を行う医師についても多数の人員が必要である。

上記の理由により、心臓検診に精通した府内各地の大学病院等の専門医を統括している一般社団法人大阪府医師会に本事業を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ

（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム教職員健康管理機能運用保守業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

校務支援システム教職員健康管理機能については、平成 26 年 5 月に一般競争入札により決定された上記業者と契約を締結し、教職員健康管理機能におけるソフトウェアの開発を行ってきた。

令和 4 年度におけるシステム運用については、システムプログラム上のトラブルだけでなく、機器本体（リース）との性能上の問題や操作方法との連動性、教職員の基本情報を始めとする他システムとの運用上の支障など多岐にわたる要素があり、予期せぬ障害そのものも複合的な要因により発生するケースが想定される。また、プログラムのトラブルが発生した場合に、開発業者であるディアシステム株式会社と保守業者の責任範囲の切り分けが非常に困難であることから、復旧に多くの時間を費やすことが予想される。

当システムは、教職員の健康管理を行う機能であり、極めて重大な個人情報を取り扱うシステムであることや、障害発生時の対応において、限られた期間で行わなければ業務に影響があることから、障害復旧に緊急性を要する。

したがって、当システムの運用保守管理にあたっては、当システムに関する専門的な知識と技能を有する必要性があり、当該業者でないと実施できない状況にある。

こうしたことから、本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するので、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
福利厚生グループ（電話番号 06-6208-9138）

随意契約理由書

- 1 案件名称 不動産登記測量業務委託（桜宮高等学校外1校）
- 2 契約相手方 公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

嘱託登記業務は、調査、境界立会、測量、登記申請、杭入れなど多岐にわたる専門知識を必要とする業務であり、処理に膨大な業務量を要するが、実際に調査等に着手するまで具体的に処理すべき全体の作業内容や数量が定まらないこと、また請負契約ではなく委任契約となることから、競争入札には適さない業務である。（見積の前提となる業務量の提示が不可能である。）

わが国では官公署が所管する不動産について、嘱託登記が必要な案件が多くあるにも関わらず、過去に作成された地図等の図書に不備が多く、適正・迅速な登記処理が困難な状況にあり、また1件の処理にかかる業務量が膨大であるため、個々の調査士では対応がむずかしいのが実情であった。

これを改善するため、昭和60年に土地家屋調査士法が改正され、官公署による不動産の適正・迅速な登記に寄与することを目的として、公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立された。官公署からの嘱託登記を受託できる唯一の公益法人である。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は府下全域の調査士、調査士法人が加入しており、その専門的能力を結合して本業務を迅速・適正に遂行できる体制を整えている。本市をはじめ多くの官公署の大規模発注（業務輻輳）にも対応可能である。

よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当するものと判断し、同協会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ
（電話番号 06-6208-9084）

(土地家屋調査士法)

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(設立及び組織)

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

- 一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないものとする。
- 二 前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。

(土地家屋調査士の報酬について)

- ・かつて「統一報酬額表」があったが、平成13年に公正取引委員会からの独占禁止法上の指摘により撤廃された。現在、報酬額の算定は各事務所の資格者個人の責任において各自報酬額を事務所に掲示することとなっている。(報酬の自由化)
- ・一方、土地家屋調査士会は、土地家屋調査士法に基づき、調査士会会則に「調査士の報酬額の基準に関する規程」を定めている。
- ・公嘱協会が各官公署と契約する際の報酬額は、調査士会が示す報酬基準の約80%で、中央用地対策連絡協議会が定めた報酬額と同一の額である。

(教育委員会における契約について)

- ・同協会の見積に基づき、調査、立会、測量その他の項目について「一式」の積算で契約している。(別途、各項目の単価表あり。)
- ・業務完了後、それぞれの履行実績に基づき総額を確定させ、契約変更を行っている。

随意契約理由書

- 1 案件名称 不動産登記測量業務委託（十三小学校・十三中学校）
- 2 契約相手方 公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 3 随意契約理由

嘱託登記業務は、調査、境界立会、測量、登記申請、杭入れなど多岐にわたる専門知識を必要とする業務であり、処理に膨大な業務量を要するが、実際に調査等に着手するまで具体的に処理すべき全体の作業内容や数量が定まらないこと、また請負契約ではなく委任契約となることから、競争入札には適さない業務である。（見積の前提となる業務量の提示が不可能である。）

わが国では官公署が所管する不動産について、嘱託登記が必要な案件が多くあるにも関わらず、過去に作成された地図等の図書に不備が多く、適正・迅速な登記処理が困難な状況にあり、また1件の処理にかかる業務量が膨大であるため、個々の調査士では対応がむずかしいのが実情であった。

これを改善するため、昭和60年に土地家屋調査士法が改正され、官公署による不動産の適正・迅速な登記に寄与することを目的として、公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立された。官公署からの嘱託登記を受託できる唯一の公益法人である。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は府下全域の調査士、調査士法人が加入しており、その専門的能力を結合して本業務を迅速・適正に遂行できる体制を整えている。本市をはじめ多くの官公署の大規模発注（業務輻輳）にも対応可能である。

よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当するものと判断し、同協会と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
- 5 担当部署
教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ
(電話番号 06-6208-9083)

(土地家屋調査士法)

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(設立及び組織)

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

- 一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないものとする。
- 二 前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。

(土地家屋調査士の報酬について)

- ・かつて「統一報酬額表」があったが、平成13年に公正取引委員会からの独占禁止法上の指摘により撤廃された。現在、報酬額の算定は各事務所の資格者個人の責任において各自報酬額を事務所に掲示することとなっている。(報酬の自由化)
- ・一方、土地家屋調査士会は、土地家屋調査士法に基づき、調査士会会則に「調査士の報酬額の基準に関する規程」を定めている。
- ・公嘱協会が各官公署と契約する際の報酬額は、調査士会が示す報酬基準の約80%で、中央用地対策連絡協議会が定めた報酬額と同一の額である。

(教育委員会における契約について)

- ・同協会の見積に基づき、調査、立会、測量その他の項目について「一式」の積算で契約している。(別途、各項目の単価表あり。)
- ・業務完了後、それぞれの履行実績に基づき総額を確定させ、契約変更を行っている。

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 ガスヒートポンプ空調機保守点検及びフロン定期点検業務委託

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

3 随意契約理由

ガスヒートポンプ空調機は、電気式エアコンやテレビ等家電製品の普及に伴い増加し続ける電気需要量を削減するため、国からの要請を受け「一般ガス事業者」である東京ガス（株）と大阪瓦斯株式会社（以下、同社）が共同で開発したガス利用式空調機である。技術提供によりヤンマー等のエンジン製造会社でも製作を行っているが、製作機種以外の保守点検は行っていない。

現在、大阪市域での設置工事は同社が行っており、また、空調機を24時間体制で保守点検業務を行えるのは実施できるのは同社に限られる。

なお、平成27年4月1日より施行されている「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：フロン排出抑制法）に基づくGHP空調機の定期点検は、ガスヒートポンプ空調機保守契約に付随する業務であり、本業務を行えるのは同社に限られるため特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1 項 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

もと住吉青少年会館（本館）外5館機械警備業務委託

2 契約の相手方

セコム（株）

3 随意契約理由

現在、もと青少年会館の各種監視業務を含む機械警備をセコム（株）へ委託している。セコム（株）への機械警備の委託については、平成17年度当時、旧大阪市教育振興公社（平成28年9月1日付け法人名称を一般財団法人大阪教育文化振興財団に変更）への管理委託時に入札により業者決定を行っている。

機械警備の業務委託契約は、通常スケールメリット等を見込んで複数年契約を行うが、もと青少年会館は、平成21年度末をもって暫定管理を終了し、今後、転活用や用地売却による早期の処分を検討しているため、複数年契約を行うことができない。

また、現在の設備については、引き続き良好に使用可能な状態にあることを確認しており、単年度による新規契約を行うとなると著しく割高となるため、現在、各種監視業務を含む機械警備を委託しているセコム（株）と随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3346）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度新今宮文庫運営事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪自彊館 三徳寮

3 随意契約理由

新今宮文庫は、厳しい生活環境下にあるあいりん地区の日雇労働者やその支援者および地元の要望を受け、平成2年3月に救護施設「三徳寮」の建物内に開設した。

その目的は、同地区の社会的に不利な立場や人権を侵害されやすい状況にある日雇労働者を主たる対象者として、その文化的・教育的機会を保障し、自己実現の向上に寄与しようとするものである。

救護施設「三徳寮」の管理者である社会福祉法人大阪自彊館は、明治45年、釜ヶ崎の地域改善(宿泊保護・職業紹介・授産事業)を目的として開設され、同地域の日雇労働者のための事業活動を開始した。現在では6箇所の救護施設をはじめとして多くの施設の管理運営を行い、あいりん地区内だけでも、3か所の救護施設のほか老人介護施設など8つの施設を持ち、地域福祉の向上をめざした大規模なサービスを展開している。

大阪自彊館では、長年にわたって、あいりん地区の抱える課題に積極的に取り組み、時代のニーズに応じたサービスを展開してきている。これまでに行ってきた事業としては、簡易食堂の開設、物品廉売所(大阪市公設市場の前身)、公益質屋、保育所、生活・育児相談、診療所等の事業、失業者や遺族の保護のための授産事業、司法保護事業、地域住民の交流、給食サービス、夜間巡回相談社会事業誌の発行等、幅広い分野での実績がある。現在では、障がい者福祉、生活訓練、体験宿泊、老人居宅介護・支援、アルコール依存者対策事業、野宿労働者の自立支援などを中心としたサービスを行っている。

大阪自彊館は、上記のようなこれまでの事業活動をふまえ、あいりん地区の地域事情や地域住民の文化的・社会的ニーズの把握には、長年にわたり特段の実績を有し、時代のニーズに応じて常に先駆的な役割を果たしてきたと、大阪府社会福祉協議会福祉サービス第三者評価センターの評価を得ている。

新今宮文庫の運営にあたっては、事業の対象者であるあいりん地区の日雇労働者に対しての特段の配慮が必要である。また、その読書環境の整備、さらには読書を通じた生活環境の改善を図るためには、労働者の生活状況など地域事情に精通し、かつ地区労働者の支援に関する幅広い知識・ノウハウや経験を有している必要がある。

以上のことをふまえ、「三徳寮」本体を運営している大阪自彊館は、新今宮文庫の運営について、もっとも効果的で効率的な事業運営のできる唯一の団体であることから、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (電話番号 06-6539-3346)